

## 鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）等を踏まえて変更する鳥取沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）において、気候変動に伴う海岸への影響、海岸の保全に関する基本的な事項等について幅広く検討することを目的とする。

(委員構成)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる有識者と別表2に掲げる海岸管理者及び関係機関により構成する。

(委員長)

第4条 検討委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総括するものとし、会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討委員会には事務局を置き、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課が掌るものとする。

(会議)

第6条 検討委員会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関して必要な事項は、検討委員会において定める。

附 則

この規約は、令和7年8月26日から施行する。

別表 1（有識者）

| 所 属                          | 氏 名   |
|------------------------------|-------|
| 鳥取大学<br>工学部 社会システム土木系学科 教授   | 黒岩 正光 |
| 関西大学<br>環境都市工学部 都市システム工学科 教授 | 安田 誠宏 |

別表 2（海岸管理者及び関係機関）

| 所 属                        | 備 考 |
|----------------------------|-----|
| 国土交通省<br>中国地方整備局 日野川河川事務所  |     |
| 境港管理組合                     |     |
| 鳥取市                        |     |
| 米子市                        |     |
| 境港市                        |     |
| 岩美町                        |     |
| 湯梨浜町                       |     |
| 北栄町                        |     |
| 琴浦町                        |     |
| 大山町                        |     |
| 日吉津村                       |     |
| 鳥取県<br>農林水産部 農業振興局 農地・水保全課 |     |
| 鳥取県<br>県土整備部 河川港湾局 港湾課     |     |
| 鳥取県<br>県土整備部 河川港湾局 河川課     | 事務局 |